

調達概要書

修正前				修正後					
7 企画提案書の評価項目				7 企画提案書の評価項目					
評価項目	提案すべき内容（提案書記載事項）		配点	評価項目	提案すべき内容（提案書記載事項）		配点		
(略)				(略)					
⑥	作業の実施内容に対する応募事業者の認識	仕様書（案）の「2.1 作業の実施内容」の「(2) 全体アーキテクチャの設計等」から「(7)ユースケースの調査」に対する応募事業者の認識を示すこと。特に、「(3) API の基本的な考え方の設定」及び「(4) 外部接続層の API 仕様等の設計」について、応募事業者が想定する作業の進め方（例：API 開発ベンダコミュニティなどを主催し、要望を聴取しながら合意形成する形で仕様を策定、など）について示すこと。 なお、民間事業者からみた接続の容易さや、相互運用性を確保するため、API 仕様の策定にあたっては関係者との協議を行うなど、事業者単独で策定することのないように留意すること。 （インターフェイスシステムの構築・評価及びユースケースの調査に対する認識）	必須	5	⑥	作業の実施内容に対する応募事業者の認識	仕様書（案）の「2.1 作業の実施内容」の「(2) 全体アーキテクチャの設計等」から「(7)ユースケースの調査」に対する応募事業者の認識を示すこと。特に、「(3) API の基本的な考え方の設定」及び「(4) 外部接続層の API 仕様等の設計」について、応募事業者が想定する作業の進め方（例：API 開発ベンダコミュニティなどを主催し、要望を聴取しながら合意形成する形で仕様を策定、など）について示すこと。 なお、民間事業者からみた接続の容易さや、相互運用性を確保するため、API 仕様の策定にあたっては関係者との協議を行うなど、事業者単独で策定することのないように留意すること。 （インターフェイスシステムの構築・評価及びユースケースの調査に対する認識）	必須	8
(略)				(略)					
⑮	マイナンバーカードの利活用等に関する指標	①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）第 17 条第 1 項 4 号、5 号若しくは 6 号の規定に該当する事業者であって、同条第 4 項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第 29 条第 1 項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者 2 点 ※ 上記のうち、複数の規定に該当する場合も、2 点とする。 ②官民データ活用推進基本法第 10 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加可能な事業者であって、公的個人認証法第 3 条第 1 項に定める署名用電子証明書又は第 22 条に定める利用者証明用電子証明書をを用いて入札に参加可能な事業者 4 点 ③上記①及び②のいずれも該当する事業者 5 点	必須 以外	5	⑮	マイナンバーカードの利活用等に関する指標	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）第 17 条第 1 項 4 号、5 号若しくは 6 号の規定に該当する事業者であって、同条第 4 項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第 29 条第 1 項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者 2 点 ※ 上記のうち、複数の規定に該当する場合も、2 点とする。 (削除)	必須 以外	2

修正前

修正後

別記様式第2号 企画提案書

別記様式第2号 企画提案書

(別記様式第2号 企画提案書)

(別記様式第2号 企画提案書)

令和 年 月 日
(日付は、提出日を記載すること)

令和 年 月 日
(日付は、提出日を記載すること)

企 画 提 案 書

企 画 提 案 書

_____省_____局
_____課長 殿

_____省_____局
_____課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

調達概要書の3(1)について、別紙のとおり_____
企画提案書の提出をいたします。

調達概要書の6(1)について、別紙のとおり_____
企画提案書の提出をいたします。

<注意>

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。

<注意>

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。

仕様書（案）

修正前

修正後

図1 新しい提出方法等の仕組み（イメージ）

図1 新しい提出方法等の仕組み（イメージ）

